

令和7年1月24日

安 曇 野 市 教 育 委 員 会

令和7年1月定例会

会 議 議 案

安曇野市教育委員会

議案第 1 号	教育部学校教育課
令和 7 年 1 月 24 日提出	(課長)上條貴芳 (担当)高橋満

タイトル	令和 6 年度第 2 回総合教育会議について
決定を要する事項の内容	総合教育会議に係る協議案件等について承認を求めるもの。
要旨	安曇野市情報公開条例（平成18年安曇野市条例第5号）第5条第1項第5号に規定する自治体の実施機関等の内部における審議検討又は協議に関する情報で、公にすることにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が損なわれるおそれのある案件に該当するため非公開とします。

議案第2号	教育部 各課
令和7年1月24日提出	

タイトル	共催・後援依頼について																	
決定を要する事項の内容	教育委員会の共催・後援依頼についての協議																	
要旨	<table><tr><td>課名</td><td>共催</td><td>後援</td></tr><tr><td>学校教育課</td><td></td><td>1 件</td></tr><tr><td>生涯学習課</td><td></td><td>1 件</td></tr><tr><td>文化課</td><td>2 件</td><td>1 件</td></tr><tr><td>子ども家庭支援課</td><td></td><td>3 件</td></tr></table>			課名	共催	後援	学校教育課		1 件	生涯学習課		1 件	文化課	2 件	1 件	子ども家庭支援課		3 件
	課名	共催	後援															
	学校教育課		1 件															
	生涯学習課		1 件															
	文化課	2 件	1 件															
	子ども家庭支援課		3 件															
(詳細 別紙)																		
○安曇野市教育委員会の共催及び後援等に関する取扱基準（平成21年教育委員会告示第 9 号） （定義） 第 2 条 この基準における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。 （1） 行事 講演会、演奏会、展覧会等の集会、体育大会等の催し物をいう。 （2） 共催 行事の企画又は運営に参加し、共同主催者としての責任の一部を負担することをいう。 （3） 後援 行事の趣旨に賛同し、名義の使用を承認することをいい、責任の負担はしないことをいう。 （審査基準） 第 3 条 教育委員会は、次の各号に掲げるいずれかの団体が主催する行事は、共催又は後援するものとする。 （1） 国又は地方公共団体 （2） 学校又は学校の連合体 2 教育委員会は、前項の団体以外が主催する場合は、次に掲げる事項を満たすことが明らかに確認できるものに限り、共催又は後援をするものとする。 （1） 行事の内容が教育、学術、文化及びスポーツの普及向上に寄与するものであること。 （2） 公益性のあるもので営利を目的としないものであること。 （3） 政治活動又は宗教活動と認められないものであること。 （4） 参加者等の参集予定範囲が市内全域又はそれ以上であること。 （5） 入場料、参加料、出品料等の経費を主催者が徴収するものについては、その経費の算出等について配慮がなされており、営利事業的なものでないこと。 （6） 団体内の親睦等が主たる目的ではないこと。 （教育長の専決範囲） 第 4 条 後援の承認について、教育長が専決できる行事は次に掲げるとおりとする。 （1） 前条第 1 項に規定する行事 （2） 過去に教育委員会が承認した行事（団体又は行事が、前条第 2 項の規定を満たしているか判断し難いものは除く。） 申請書等は、安曇野市情報公開条例（平成18年安曇野市条例第 5 号）第 5 第 1 項第 2 号に規定する個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものに該当するものであるため、非公開とします。																		

学校教育課

■長野放送開局55周年記念、サークィットデザイン創立50周年記念JAXA宇宙飛行士講演会～未来の夢に向かって～(仮題) 主催:(株)長野放送(株)サークィットデザイン

種別(後援)

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R5	R4	R3	所管課意見
(株)長野放送 代表取締役社長 外山 修司	科学教育振興と地域活性化に貢献するため。	1月8日	令和7年3月16日(日)	穂高公民館 講堂	地域の子どもたちが宇宙への憧れや自分の夢を抱くきっかけ育むため。	宇宙航空研究開発機構・JAXAの金井宣茂宇宙飛行士による、講演会を実施。	-	-	-	基準第3条第2項により可

生涯学習課

■ 第23回長野県卓球連盟杯争奪卓球大会 主催：長野県卓球連盟(主管)安曇野卓球連盟 種別(後援)

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R5	R4	R3	所管課意見
安曇野卓球連盟 会長 小野 樹佳	安曇野市で開催するスポーツ振興事業として必要。	12月13日	令和7年2月11日(火)	穂高総合体育館	長野県卓球連盟からの依頼を受け実施。 県内の卓球チームによる団体戦を行い、チーム間の交流と選手の技術向上を図る。	硬式男・女団体戦、ラージボール男・女団体戦 参加予定者 約130名 参加料 1チーム 高校生以下 4,000円 一般 5,000円	-	-	-	基準第3条第2項により可

文化課

■「望月桂 自由を扶くひと」展

主催：(公財)原爆の図丸木美術館

種別(共催)

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R5	R4	R3	所管課意見
(公財)原爆の図丸木美術館 代表理事 鶴田 雅英	安曇野市出身の画家・望月桂の功績を広く周知し、安曇野地域の歴史文化の醸成に貢献するため。	1月6日	令和7年4月5日(土)・7月6日(日)	原爆の図丸木美術館	安曇野市出身の画家・望月桂の作品及び資料を紹介する。望月の携わった社会運動等における活躍を、関連人物とともに紹介することで、戦前・戦中・戦後に日本で起こっていた歴史や社会問題を再検証し、後世に繋いで行く。	望月桂及び望月と関係の深い、歴史上の人物の作品、資料約250点を展示し、期間中に関連イベントを開催する。	-	-	-	基準第3条第2項により可

■伝統文化がっつなぐ新たな関係・世代・地域 ～ 祭り芸能の担い手座談会

主催：(一財)長野県文化振興事業団アーツカウンシル推進局、長野県

種別(共催)

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R5	R4	R3	所管課意見
(一財)長野県文化振興事業団アーツカウンシル推進局 局長 峯村 高広	祭りや芸能の継承の課題について安曇野市民の皆様に広く共有したく、また、市内の保存会にも参加していただく催しであるため。	1月8日	令和7年3月11日(土)	豊科交流学習センターきぼう多目的ホール	コロナ禍以降の状況を踏まえ、地域の高齢化・過疎化などへの伝統継承について、地域の担い手とともに考える機会とする	○事例発表 ・安曇野市堀金・岩原山神社お舟祭り ・岩原祭典保存会 ・飯田市南信濃・木沢霜月祭野郎会 ・全国の郷土芸能継承に向けた試みに ついて((公社)全日本郷土芸能協会より) ○座談会	-	-	-	基準第3条第1項により可

■安曇野市合併20周年記念 加藤登紀子安曇野平和コンサート

主催：加藤登紀子と平和を願う実行委員会

種別(後援)

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R5	R4	R3	所管課意見
加藤登紀子と平和を願う実行委員会 実行委員長 山口 わか子	安曇野市合併50周年を記念し、平和コンサートを通して、市民が戦後80年に思いをはせ、平和の尊さを考える機会とするため	1月15日	令和7年5月18日(日)	豊科公民館ホール	安曇野市合併20周年・戦後80年・憲法制定78年。平和に向けての市民参加事業として、オール安曇野で加藤登紀子と市民が共に平和を語り歌声が響く安曇野平和コンサートを開催する。	加藤登紀子の演奏と平和にかかわるトーク。演出：知床旅情・百万本のバラ他	-	-	-	基準第3条第2項により可

子ども家庭支援課

■忍者チャレンジ2025 心も体も強くなる一歩(仮称)

主催：パートナーズギア(忍者ナイン松本中央ラボ)

種別(後援)

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R5	R4	R3	所管課意見
パートナーズギア(忍者ナイン松本中央ラボ)小嶋隼	該当地域の子どもの運動能力向上や運動習慣の推進 活動の認知・普及	12月13日	令和7年2月10日~2月14日 4日間	2月10日 芳川体育館/2月11日 松本柔剣道場/2月13日 ANCアリーナ/2月14日 穂高総合体育館	・身体を動かす楽しさを感じてもらう・身体の正しい動かし方を知る 運動教室の認知拡大	走る・投げる・跳ぶといった身体の基礎動作をゲームなど通して楽しく運動動作を学ぶことを主な内容とする	-	-	-	基準第3条第2項により可

■ANCアリーナインクルーシブな親子あそび広場

主催：(一社)笑顔の花

種別(後援)

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R5	R4	R3	所管課意見
(一社) 笑顔の花 茅房栄美	安曇野市の親子で楽しめる居場所、室内遊戯場の一つとして子育て世代に周知するため	1月8日	令和7年2月13日~3月31日 毎月第2・4木曜日 10:00~12:00	ANCアリーナ2F 柔剣道場	安曇野市無料開放事業の中で親子あそび広場を開催します。障がいのある無に開けられず、誰もが楽しく遊べる室内遊戯場を目指します。	親子あそび 子どもの居場所づくり 広場	-	-	-	基準第3条第2項により可

■よみがえる恐竜王国inアイシテイ21

主催：信越放送(株)

種別(後援)

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R5	R4	R3	所管課意見
信越放送(株)渡辺雅義	子供たちに古代に対する関心と3Dやロボットなどの最新技術に対する興味をもってもらうことにより、教育及び文化に対する施策に寄与する	12月26日	令和7年3月15日~4月6日 23日間	井上アイシテイ21 3階山形ウェルシアアップホール	恐竜をはじめとした古生物や地質についての興味関心を高め知識を深めてもらう	恐竜王国をイメージし、ティラノサウルスなど動く巨大ロボットを展示するほか、3Dシアター、化石発掘で体験価値を高める	-	-	-	基準第3条第2項により可

報告第 1 号	教育部 学校教育課
令和 7 年 1 月 24 日提出	(課長) 上條貴芳 (担当) 高橋満

タイトル	私立高校に対する公費助成に係る陳情について
要旨	中信地区私学助成推進協議会から、市議会に対して私立高校に対する公費助成に係る陳情書が提出された。これが採択され教育長宛に送付されたため、報告するもの。
説明	1 陳情者 中信地区私学助成推進協議会 2 陳情書の要旨 (1) 私立高校への経常費補助金(一校一律及び生徒数割)の継続並びに増額を行っていただきたい。 (2) 教育条件改善のため、教育施設・機器補助の拡充を行っていただきたい。 (3) 国・県に対し、就学支援金制度の拡充・私学助成の増額のための意見書を提出していただきたい。 (以 上)



6 議会第 983 号
令和 6 年 12 月 27 日

安曇野市教育委員会
教育長 橋渡 勝也 様

安曇野市議会議員 松枝 功



陳情の送付について

令和 6 年安曇野市議会 12 月定例会（12 月 20 日）において採択した陳情について、
参考までに下記のとおり送付します。

記

1 陳情件名

私立高等学校に対する公費助成をお願いする陳情書

2 送付書類

- ・ 陳情書
- ・ 委員会審査報告（該当部分のみ抜粋）

議会事務局

参 事：青木 規素

議事係：兼井 聖太

内線 710-3412

安曇野市議長
松枝 功 様



令和 6年 10月 28日

中信地区私学助成推進協議会
会 長 中野 潤
事務局 松商学園高等学校
松本市県 3-6-1
TEL 0263-33-1210
FAX 0263-33-1213

私立高等学校に対する公費助成をお願いする陳情書

謹啓 貴職におかれましては、日頃より私立高等学校振興のために格別のご理解とご支援を賜り深く感謝申し上げます。また、私学助成につきましてもご配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当中信地区私学助成推進協議会（松商学園高等学校・松本秀峰中等教育学校・エクセラン高等学校・松本第一高等学校・東京都市大塩尻高等学校・信濃むつみ高等学校・松本国際高等学校で構成）では、中信地区の私立高等学校への助成と国・県への意見書送付を要請する運動に取り組んでおります。

私学はそれぞれ独自の建学の精神に基づき、生徒の個性を育み、学習・文化活動、スポーツ、地域貢献等に大きな成果を上げてまいりました。平成26年度には「就学支援金制度」が改正され、さらに令和2年度にはこの制度が大幅に拡充され、年収590万円未満の世帯では実質的に授業料の無償化が実現しました。また、長野県では、令和6年度より年収750万円未満には全世帯対象、910万円未満の子どもが2人以上いる世帯に対し、年79,200円の授業料軽減補助金の拡充がされました。県民の願いである学費負担の公私間格差の是正がまた一歩進んだことは市町村の後押しのおかげだと感謝しております。

しかし、まだ金額が十分ではないため、就学支援金の加算対象ではない世帯や、今回加算された世帯に関しても、いまだ保護者の多くは公立と私立では依然として学費の差は大きいと感じています。

昨今の諸物価の高騰に対し、ようやく給与の改善が見られ始めましたが、多くの世帯ではそれに見合う賃金の上昇が見込めず、保護者の学費負担は深刻な状況が続いております。

このような状況下、私学助成の主体である国・県からの補助金増額の前進はみられるものの、子どもたちが特色ある教育活動を求めて通う学校には、施設の整備・拡充等の教育環境の改善が求められており、特に私立高校の経営は極めて厳しいものとなっております。また、この傾向は生徒急減期にあって一層強まっており、私たち保護者を含め、私立学校の自助努力だけでは対応しきれないのが現状です。

安曇野市におかれましては、2011年度より私立高校等運営費補助金として再び予算を計上し、今日まで継続していただきありがとうございます。安曇野市は他市町村に比べ生徒一人当たりの経常費補助金を1万円と多額の補助をいただいております。私学に通う生徒の保護者負担軽減に多大なるご尽力を賜り、心より感謝申し上げます。

今年度は安曇野市から中信地区私学7校へ559名の生徒さんをお預かりしています。私学独自の特色ある学びを通し、それぞれ自分の夢の実現に向けて学習をはじめ、部活動、生徒会活動等に励んでおります。

貴市の財政状況は引き続き厳しいところとは存じますが、公教育の一翼を担う私学振興のために、更に一層のご理解とご支援を賜りたく、下記のとおり陳情申し上げます。

敬白

記

- 1 私立高等学校への経常費補助金（一校一律及び生徒数割）の継続並びに増額を行ってください。
- 2 教育条件改善のために私立高等学校への教育施設・機器補助の拡充を行ってください。
- 3 国・県の関係者に対して就学支援金制度の拡充並びに私学助成の増額のための意見書をあげてください。

以上

意見書についての資料とお願い

中信地区私学助成推進協議会
会 長 中野 潤
事務局 松商学園高校
松本市県 3-6-1
TEL 0263-33-1210
FAX 0263-33-1213

1 「意見書」の見本

別紙をご参照下さい。国宛・県宛の各例

2 「意見書」の送付先

国宛

内閣総理大臣・総務大臣・財務大臣・文部科学大臣

県宛

長野県知事・長野県総務部長

3 「意見書」の内容についてのお願い

「国づくりは人づくり」の言葉のように教育の重要性は世界の共通認識と言えます。私立学校は公教育の一端を担い、それぞれの建学精神に基づき社会の変化と時代の要請に応じて教育改革を推進し、魅力と特色ある学校づくりに努めています。

2010年度「高等学校就学支援金」政策により授業料の面で保護者の負担は軽減されました。しかし、学費負担の深刻な状況は今も続いており、私立高校に通う生徒の保護者の多くが、公立高校との学費格差がなくなることを願っています。

また、長野県の公教育を支えてきた私立高校ですが、その経営は極めて厳しい状況です。今後さらなる施設・設備の整備や拡充等、教育環境の一層の改善が強く求められており、これらへの取り組みは自助努力だけでは対応できません。

そこで、

- (1) 私立高校への就学支援金制度の拡充並びに経常費補助の増額
- (2) 教育条件改善のための施設、設備費の補助
- (3) 保護者負担を軽減するために、授業料軽減補助の増額

以上の3点の項目をあげていただきたく、よろしくお願いいたします。

私立高校への公費助成に関する意見書（例） [国向け]

私学は独自の建学の精神に基づき個々の生徒の個性を育み、学習・文化活動、スポーツ、地域への貢献等に大きな成果を上げております。しかしながら、私学助成の主体をなす国からの補助金は一定の前進はみられるものの、生徒急減期の現在、私立高校の経営は極めて厳しいものとなっております。2010年度より「高等学校就学支援金」政策が実施され、私学に通う生徒にも「就学支援金」が支給されることになりました。しかし、昨今の厳しい経済状況の中で、保護者の学費負担は深刻な状況が今も続いており、多くの保護者・生徒が公立高校との学費格差、全額無償の地域もあるなかでの地域間格差をなくしてほしいと願っています。多様なカリキュラムを展開する私学は、子どもたちに大きな夢と可能性を与えています。その夢を経済的理由で諦めさせることがあってはなりません。

公教育の一翼を担う私学振興のためにさらなるご理解ご支援を賜りたく、下記事項について実現されるよう要望いたします。

記

- 1 私立高校への就学支援金制度の拡充並びに経常費補助の増額を行うこと。
- 2 私立高校の教育条件改善のために施設、設備費の補助を行うこと。
- 3 私立高校の保護者負担を軽減するため学納金の補助を行うこと。

よって、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

私立高校への公費助成に関する意見書（例） [県向け]

長野県の私立高校は、独自の建学の精神に基づき個々の生徒の個性を育み、学習・文化活動、スポーツ、地域への貢献等、大きな成果を上げております。この間私学助成の主体をなす県からの補助金は前進が見られますが、生徒急減期を迎えた現在私立高校の経営は極めて厳しいものとなっております。2010年度より「高等学校就学支援金」政策が実施され、私学に通う生徒にも「就学支援金」が支給されることとなりました。また、2024年度より、授業料軽減補助金の拡充をいただき、深く感謝を申し上げます。しかし、昨今の厳しい経済状況の中で、保護者の学費負担は深刻な状況が今も続いており、多くの保護者・生徒が公立高校との学費格差、全額無償の地域もあるなかでの地域間格差をなくしてほしいと願っています。多様なカリキュラムを展開する私学は、子どもたちに大きな夢と可能性を与えています。その夢を経済的理由で諦めさせることがあってはなりません。

公教育の一翼を担う私学振興のために、さらに一層のご理解ご支援を賜りたく、下記事項について実現されるよう要望するものであります。

記

- 1 私立高校への就学支援金制度の拡充並びに経常費補助の増額を行うこと。
- 2 私立高校の教育条件改善のために施設、設備費の補助を行うこと。
- 3 私立高校の保護者負担を軽減するため学納金の補助を行うこと。

よって、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

福祉教育委員会審査報告（抜粋）

陳情第 7 号	私立高等学校に対する公費助成をお願いする陳情書
審査内容	（委員の意見） 私立高等学校は、公教育の一翼を担っていただいている。
	（採択に反対の意見） 討論はありませんでした。
審査結果	陳情者の願意については、特に、異議はなく、全員が妥当と認め、 「採択すべきもの」と、決定いたしました。

報告第2号	教育部 学校教育課
令和7年1月24日提出	(課長) 上條貴芳 (担当係長) 高橋満

タイトル	全国学力・学習状況調査に関する要望書について
要旨	長野県教職員組合から、全国学力・学習状況調査に関する要望書が教育長宛に提出されたため、報告するもの。
説明	1 要望者 長野県教職員組合 2 要望書の要旨 (1) 地域・学校の序列化、過度の競争につながらないよう配慮すること。 (2) 調査の点数向上を目的とした宿題や補習の強化等による事前練習等を強要しないこと。 (3) 子ども・学校現場への負担の観点から、あり方の見直しや方法・内容等の精選を行うこと。 (4) 今後の調査の在り方等について、以下を要望する。 ア 調査の廃止・抜本的見直しを国に求めること。 イ 教育条件整備につながる調査となるよう、国に働きかけること。 ウ CBT化の実施については慎重に行うよう国に求めること。 (参考) ◎令和7年度以降の全国学力・学習状況調査（悉皆調査）の CBT での実施について（文科省総合教育政策局, 2024） (1)趣旨 ・解答データを機械可読のビッグデータとして蓄積できる ・ICT端末を利用することで、多様な方法環境での出題・解答が可能になる ・電子データにより問題解答を配信回収することで負担を軽減できる。 (2)方法等 ・CBT(Computer-based Testing、コンピュータ使用型調査)については、GIGAスクール構想により整備された1人1台端末、ネットワークを活用する。 ・令和7年度悉皆調査では、中学校調査のうち理科のみCBTで実施する。 (以 上)

2025 年 1 月 8 日

安曇野市教育委員会
教育長 様

長野県教職員組合
執行委員長 相場 瑞樹

全国学力・学習状況調査に関する要請書

日頃より教育の発展にむけ、ご尽力されていることに深く敬意を表します。

さて、文科省は2024年12月23日、2025年度全国学力・学習状況調査の実施について通知文と実施要領、調査への参加及び協力についての照会文書を発出しました。

文科省は、調査の目的として、「全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図る」「学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てる」「教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立する」ことをあげ、実施要領には「調査により測定できるのは学力の特定の一部であること、学校における教育活動の一側面であることなどを踏まえるとともに、序列化や過度な競争が生じないようにするなど教育上の効果や影響等に十分配慮することが重要である」と明記されています。

結果公表に際しては、「序列化や過度な競争が生じないようにする」とした文科省通知(22年7月)が発出され、全国知事会からは公表について改善が必要という意見も出されています。しかし、数値に特化した都道府県・政令市別のランキングが報道され、点数向上を目的とした事前対策等が行われることにより、過度に競争的な学校現場になっている現状があります。また、自治体独自のテスト等も行われており、過密な教育課程が子どもたちにストレスを与えている現状をふまえ、現行の悉皆による学力調査事業の廃止を含めた抜本的見直しが必要です。

つきましては、全国学力・学習状況調査に関して、以下のことを要請いたします。

記

1. 2025 年度調査について

地域・学校の序列化、過度の競争につながらないように十分に配慮すること。とりわけ、調査結果の公表については、学校別の数値による公表を行わないこと。

2. 事前対策や自校採点について

文科省通知(22年)の趣旨を生かし、調査の点数向上を目的とした宿題や補習の強化、教育課程を変更しての事前練習等を強要しないこと。また、事前対策や自校採点の指示や奨励等を行わないこと。

3. 自治体独自の学力調査について

子ども・学校現場への負担の観点から、あり方の見直しや方法・内容等の精選を行うこと。

4. 今後の調査のあり方、活用について

- (1) 過度の学校間競争をこれ以上助長させないようにするために、悉皆による調査の廃止・抜本的見直しを国に求めること。
- (2) 教育環境の整備や教職員増などの教育条件整備につながる調査となるよう、国に働きかけること。
- (3) CBT化により学校外でも実施可能とすることは、新たな対応も必要となることから、その実施については慎重に行うよう国に求めること。

以上

報告第4号	教育部 学校給食課
令和7年1月24日提出	(課長) 西澤弘修 (担当) 米倉 秀政

タイトル	学校給食費の見直しに係る市長への報告について
要旨	安曇野市情報公開条例（平成18年安曇野市条例第5号）第5条第1項第5号に規定する自治体の実施機関等の内部における審議検討又は協議に関する情報で、公にすることにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が損なわれるおそれのある案件に該当するため非公開とします。
説明	

報告第5号	教育部 こども園幼稚園課
令和7年1月24日提出	(課長) 佐々木 真貴 (担当) 青嶋 梢

件名	安曇野市認定こども園等入園支援委員会に係る委員の変更について
要旨	安曇野市情報公開条例（平成18年安曇野市条例第5号）第5条第1項第2号に規定する個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものに該当するものであるため、非公開とします。
説明	

報告第6号	教育部 こども園幼稚園課
令和7年1月24日提出	(課長)佐々木真貴 (担当) 青嶋梢

件名	安曇野市多子世帯保育料等軽減事業助成金交付要綱の一部改正について
要旨	要綱の一部改正を報告するもの
説明	1 趣旨 令和6年度より長野県が新たに実施した保育料軽減事業補助金を活用し、認可外保育施設においても3歳未満児の保育料軽減を行うため、所要の改正を行うもの。 対象は、多子世帯及び低所得世帯で、多子世帯は第2子半額、第3子以降無償、低所得世帯は第1子半額、第2子以降無償とし、それぞれに補助限度額を設定するもの。 2 施行日 令和6年11月25日(令和6年4月1日から遡及適用) 3 一部改正の内容 別添のとおり (以 上)

○安曇野市多子世帯保育料等軽減事業助成金交付要綱（平成28年安曇野市告示第26号）

改正後	改正前
<u>安曇野市保育料軽減事業補助金交付要綱</u> (趣旨) 第1条 この要綱は、<u>低所得世帯及び2人以上の子どもの世帯</u>に対して、<u>子どもの保育料</u>を軽減することにより、当該世帯の子育てに係る経済的負担の軽減を図るため、<u>対象子どもの保護者</u>に対して予算の範囲内で<u>補助金</u>を交付することについて、安曇野市補助金等交付規則（平成17年安曇野市規則第41号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。 (定義) 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 認可外保育施設 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する事業を目的とする施設であって、同法第35条第4項の認可を受けていないもののうち、同法第59条の2に規定する届出がなされており、かつ、<u>認可外保育施設に対する指導監督の実施について（令和6年3月29日付け成保第206号子ども家庭庁成育局長通知）の別添に定める認可外保育施設指導監督基準を満たすもの</u>をいう。 (2) 保護者 次条に規定する対象子どもの保育料を納入する義務を負う者及びその者と同一の世帯に属する対象子どもを監護する者をいう。 (3) 第1子 特定被監護者等（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「施行令」という。）第14条に規定する特定被監護者等をいう。以下この条において同じ。）のうち、最年長のものをいう。 (4) 第2子 特定被監護者等のうち、最年長の者から順に2人目のものをいう。 (5) 第2子以降 特定被監護者等のうち、最年長の者から順に2人目以降のものをいう。 (6) 第3子以降 特定被監護者等のうち、最年長の者から順に3人目以降のものをいう。	<u>安曇野市多子世帯保育料等軽減事業助成金交付要綱</u> (趣旨) 第1条 この要綱は、<u>対象児童のほかに保護者が対象児童より年上の者を2人以上養育している多子世帯</u>に対して、<u>第3子以降の保育料等</u>を軽減することにより、当該世帯の子育てに係る経済的負担の軽減を図るため、<u>対象児童の保護者</u>に対して予算の範囲内で<u>助成金</u>を交付することについて、安曇野市補助金等交付規則（平成17年安曇野市規則第41号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。 (定義) 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 認可外保育施設 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する事業を目的とする施設であって、同法第35条第4項の認定を受けていないもののうち、同法第59条の2に規定する届出がなされているものをいう。 (2) 対象児童 認可外保育施設に通園している6歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある者をいう。ただし、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の5第1項の規定により、同法第30条の4第2号又は第3号の認定を受けた者は除く。 (3) 保護者 対象児童に対する親権を行う者で、市長が認めた場合を除き対象児童を現に養育する者をいう。

改正後	改正前
(7) <u>3歳未満の子ども 満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子どもをいう。</u> (8) <u>保育料 認可外保育施設の設置者と保護者との契約により保護者が支払うこととされている費用のうち、食事代を除いたものをいう。</u> (対象子ども) <u>第3条 この事業の対象となる子ども(以下「対象子ども」という。)は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。</u> (1) <u>認可外保育施設に入所していること。</u> (2) <u>当該子どもの保護者が就労、妊娠・出産、疾病・障がい等の理由から子どもを保育することができないと市長が認めること。</u> (3) <u>3歳未満の子どもであって、次のアからエまでのいずれかに該当すること。</u> ア <u>市町村民税所得割合算額(当該年度の4月分から8月分までの保育料にあっては前年度分、当該年度の9月分から3月分までの保育料にあっては当該年度分の同一の世帯に属する者の市町村民税所得割の額の合算額とする。以下同じ。)が57,700円(施行令第4条第2項第6号に規定する要保護者等に該当する世帯にあっては77,101円。以下同じ。)未満の世帯の第1子</u> イ <u>市町村民税所得割合算額が57,700円未満の世帯の第2子以降</u> ウ <u>市町村民税所得割合算額が57,700円以上の世帯の第2子</u> エ <u>市町村民税所得割合算額が57,700円以上の世帯の第3子以降</u> 2 前項の規定にかかわらず、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第30条の5第1項の規定により同法第30条の4第3号の認定を受けた子どもは、対象子どもから除く。	(4) <u>保育料等 認可外保育施設の設置者と保護者との契約により保護者が支払うこととされている費用のうち、食事代を除いたものをいう。</u>
(補助対象者) <u>第4条 補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる保護者とする。ただし、1人の対象子どもについて、1人の保護者に限る。</u> (1) (略) (2) (略) (対象経費) <u>第5条 補助金の対象経費は、市内に住所を有する対象子どもに係る保育料とする。</u>	(助成対象者) <u>第3条 助成金の交付を受けることができる者(以下「助成対象者」という。)は、次に掲げる保護者とする。ただし、1人の対象児童について、1人の保護者に限る。</u> (1) (略) (2) <u>対象児童のほか、対象児童より年上の者を2人以上養育していること。</u> (3) (略) (対象経費) <u>第4条 助成金の対象経費は、市内に住所を有する対象児童に係る保育料等とする。</u>

改正後	改正前						
(補助金の額) <u>第6条 補助金の額は、別表のとおりとする。ただし、前条の対象経費に対し、重複して他の補助金等の交付を受けていてはならない。</u> (交付申請) <u>第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、安曇野市保育料軽減事業補助金交付申請書(様式第1号)に第5条の対象経費の見込額が確認できる書類を添えて、市長が別に定める日までに市長に提出しなければならない。</u> (交付決定) <u>第8条 市長は、前条の申請を受けたときは、その可否を決定し、安曇野市保育料軽減事業補助金交付決定(不決定)通知書(様式第2号)により通知するものとする。</u> (概算払) <u>第9条 前条の規定により交付決定を受けた者は、規則第4条第3項に基づき交付決定額の2分の1以内の額について概算払を請求することができる。</u> (実績報告) <u>第10条 第8条の規定により補助金の交付決定の通知を受けた者は、当該年度の3月31日までに安曇野市保育料軽減事業補助金実績報告書(様式第3号)に第5条の対象経費の額が確認できる書類を添えて市長に提出しなければならない。</u>	(助成金の額) <u>第5条 助成金の額は、次の表のとおりとする。ただし、他の補助金等により保育料等の軽減を受けているときは、当該補助金等の額を助成金の額から控除する。</u> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年齢区分</th><th>助成金の額(月額)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3歳未満児(年度の初日に満3歳に達していない者)</td><td>前条の経費の月額と6,000円を比較して少ない方の額</td></tr> <tr> <td>3歳以上児(年度の初日に満3歳に達しているもの)</td><td>前条の経費の月額と2万5,700円を比較して少ない方の額</td></tr> </tbody> </table> <u>2 前項の規定にかかわらず、入退所により保育料等を日割計算した月は含めないものとする。</u> (交付申請) <u>第6条 助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、安曇野市多子世帯保育料等軽減事業助成金交付申請書(様式第1号)に第4条の対象経費の額が確認できる書類を添えて、市長が別に定める日までに市長に提出しなければならない。</u> (交付決定) <u>第7条 市長は、前条の申請を受けたときは、その可否を決定し、安曇野市多子世帯保育料等軽減事業助成金交付決定(不決定)通知書(様式第2号)により通知するものとする。</u> (実績報告) <u>第8条 前条の規定により助成金の交付決定の通知を受けた者は、当該年度の3月31日までに安曇野市多子世帯保育料等軽減事業助成金実績報告書(様式第3号)に第4条の対象経費の額が確認できる書類を添えて市長に提出しなければならない。</u>	年齢区分	助成金の額(月額)	3歳未満児(年度の初日に満3歳に達していない者)	前条の経費の月額と6,000円を比較して少ない方の額	3歳以上児(年度の初日に満3歳に達しているもの)	前条の経費の月額と2万5,700円を比較して少ない方の額
年齢区分	助成金の額(月額)						
3歳未満児(年度の初日に満3歳に達していない者)	前条の経費の月額と6,000円を比較して少ない方の額						
3歳以上児(年度の初日に満3歳に達しているもの)	前条の経費の月額と2万5,700円を比較して少ない方の額						

改正後	改正前										
(交付請求) 第11条 補助金の交付決定を受けた者が補助金の交付を請求しようとするとき又は第9条の概算払を請求しようとするときは、安曇野市保育料軽減事業補助金(概算払)交付請求書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。	(交付請求) 第9条 助成金の交付決定を受けた者が助成金の交付を請求しようとするときは、安曇野市多子世帯保育料等軽減事業助成金交付請求書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。										
別表(第6条関係) <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>補助金の額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町村民税所得割合算額57,700円未満の世帯の第1子</td><td>保育料の半額 ただし、月額21,000円を上限とする。</td></tr> <tr> <td>市町村民税所得割合算額57,700円未満の世帯の第2子以降</td><td>保育料の全額 ただし、月額42,000円を上限とする。</td></tr> <tr> <td>市町村民税所得割合算額57,700円以上の世帯の第2子</td><td>保育料の半額 ただし、月額21,000円を上限とする。</td></tr> <tr> <td>市町村民税所得割合算額57,700円以上の世帯の第3子以降</td><td>保育料の全額 ただし、月額42,000円を上限とする。</td></tr> </tbody> </table>	区分	補助金の額	市町村民税所得割合算額57,700円未満の世帯の第1子	保育料の半額 ただし、月額21,000円を上限とする。	市町村民税所得割合算額57,700円未満の世帯の第2子以降	保育料の全額 ただし、月額42,000円を上限とする。	市町村民税所得割合算額57,700円以上の世帯の第2子	保育料の半額 ただし、月額21,000円を上限とする。	市町村民税所得割合算額57,700円以上の世帯の第3子以降	保育料の全額 ただし、月額42,000円を上限とする。	
区分	補助金の額										
市町村民税所得割合算額57,700円未満の世帯の第1子	保育料の半額 ただし、月額21,000円を上限とする。										
市町村民税所得割合算額57,700円未満の世帯の第2子以降	保育料の全額 ただし、月額42,000円を上限とする。										
市町村民税所得割合算額57,700円以上の世帯の第2子	保育料の半額 ただし、月額21,000円を上限とする。										
市町村民税所得割合算額57,700円以上の世帯の第3子以降	保育料の全額 ただし、月額42,000円を上限とする。										

安曇野市保育料軽減事業補助金交付申請書

(宛先) 安曇野市長

申請者 (保護者)

住所

氏名

電話

年 月 日

次のとおり、安曇野市保育料軽減事業補助金の交付申請をします。

1 補助金の対象となる子ども

子ども 氏名	生年 月 日	年 月 日
施設名	利用 期間	年 月 ～ 年 月
利用 時間	午前 時 分 ～ 午後 時 分 (1日当たり 時間)	

2 子どもの状況

続柄	氏名	生年月日	生計の同一
第1子		年 月 日	有・無
第2子		年 月 日	有・無
第3子		年 月 日	有・無
第4子		年 月 日	有・無
第5子		年 月 日	有・無
第6子		年 月 日	有・無

安曇野市多子世帯保育料等軽減事業助成金交付申請書

(宛先) 安曇野市長

申請者 (保護者)

住所

氏名

電話

年 月 日

次のとおり、安曇野市多子世帯保育料等軽減事業助成金の交付申請をします。

1 助成金の対象となる児童

児童 氏名	生年 月 日	年 月 日
施設名	利用 期間	年 月 ～ 年 月
利用 時間	午前 時 分 ～ 午後 時 分 (1日あたり 時間)	

2 子の状況

続柄	氏名	生年月日	性別	生計 の同一
第1子		年 月 日	男・女	有・無
第2子		年 月 日	男・女	有・無
第3子		年 月 日	男・女	有・無
第4子		年 月 日	男・女	有・無
第5子		年 月 日	男・女	有・無
第6子		年 月 日	男・女	有・無
第7子		年 月 日	男・女	有・無

3 補助金の申請額

① 保育料の金額及び利用月数	1月当たり	円 (ヶ月)
② 補助金の額及び利用月数	1月当たり	円 (ヶ月)
③ 対価経費に係る他の補助金の受給の有無	有・無	
④ 申請額 (②×利用月数)	円	

※保育料の金額に食事代は含みません。

※②の補助金の額について、該当する区分に「○」をつけてください。

区分	補助金の額	該当
市町村民税所得割合算額57,700円未満の世帯の第1子	保育料の半額 上限：月額21,000円	
市町村民税所得割合算額57,700円未満の世帯の第2子以降	保育料の全額 上限：月額42,000円	
市町村民税所得割合算額57,700円以上の世帯の第2子	保育料の半額 上限：月額21,000円	
市町村民税所得割合算額57,700円以上の世帯の第3子以降	保育料の全額 上限：月額42,000円	

4 個人情報の閲覧の同意

補助金の交付申請に当たり、住民登録状況、税情報及び市税等の滞納情報を、閲覧・調査することについて同意します。

保護者氏名 (父) ④ 連絡先: — —

保護者氏名 (母) ④ 連絡先: — —

5 振込口座

金融機関	銀行・金庫 農協・信組	本店・支店 本所・支所			
種目	普通・当座・貯蓄・その他	口座番号			
ふりがな					
口座名義					

※申請者と口座名義人が同じになるようにお願いいたします。

3 助成金の申請額

① 保育料等の金額及び利用月数	1月あたり	円 (ヶ月)
② 助成金の限度額及び利用月数	1月あたり	円 (ヶ月)
③ ①と②を比較して少ない額	円	
④ 他の補助金の交付額 (月額)	円	
⑤ 助成金の限度額 (③－④)	円	
⑥ 申請額 (⑤×利用月数)	円	

※保育料等の金額に食事代は含みません。

※②の助成金の限度額の月額は、次の表より該当する額を記入してください。

年齢区分	助成金の限度額 (月額)
3歳未満児 (年度の初日に満3歳に達していない者)	6,000円
3歳以上児 (年度の初日に満3歳に達している者)	25,700円

4 個人情報の閲覧の同意

助成金の交付申請にあたり、住民登録状況、税情報及び市税等の滞納情報を、閲覧・調査することについて同意します。

保護者氏名 (父) ④ 連絡先: — —

保護者氏名 (母) ④ 連絡先: — —

5 振込口座

金融機関	銀行・金庫 農協・信組	支店 支所			
種目	普通・当座・貯蓄・その他	口座番号			
ふりがな					
口座名義					

※申請者と口座名義人が同じになるようにお願いいたします。

6 交付の条件

- (1) 交付を取り消され、又は交付する額を超える補助金が交付されたため、補助金の返還を求められたときは、納期日までに納付すること。なお、納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した遅延損害金を併せて市に納付すること。
- (2) 安曇野市補助金等交付規則に基づく市長の指示に従うこと。

6 交付の条件

- (1) 交付を取り消され、又は交付する額を超える補助金等が交付されたため、補助金等の返還を求められたときは、納期日までに納付すること。なお、納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した遅延損害金を併せて市に納付すること。
- (2) 安曇野市補助金等交付規則に基づく市長の指示に従うこと。

安曇野市保育料軽減事業補助金交付決定（不決定）通知書

第 号
年 月 日

様

安曇野市長

印

年 月 日付けで提出された安曇野市保育料軽減事業補助金交付申請

書を審査した結果、次のとおり決定しました。

- 1 交付します。

補助金 決定額	円
----------------	---

※交付の条件

- 1 交付を取り消し、又は交付する額を超える補助金が交付されたため、補助金の返還を求めたときは、納期日までに補助金を返還すること。
- なお、納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した遅延損害金を併せて市に納付すること。
- 2 安曇野市補助金等交付規則に基づく市長の指示に従うこと。

- 2 交付しません。

理由

安曇野市多子世帯保育料等軽減事業助成金交付決定（不決定）通知書

第 号
年 月 日

様

安曇野市長

印

年 月 日付けで提出された安曇野市多子世帯保育料等軽減事業助成金交付

申請書を審査した結果、次のとおり決定しました。

- 1 交付します。

助成金 決定額	円
----------------	---

※交付の条件

- （1）交付を取り消し、又は交付する額を超える助成金等交付されたため、助成金の返還を求めたときは、納期日までに助成金を返還すること。
- なお、納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した遅延損害金を併せて市に納付すること。
- （2）安曇野市補助金等交付規則に基づく市長の指示に従うこと。

- 2 交付しません。

理由

安曇野市保育料軽減事業補助金実績報告書

(宛先) 安曇野市長

申請者（保護者）

住所

氏名

電話

年 月 日

年 月 日 付け 第 号に係る事業が次のとおり完了したので報告します。

子ども氏名	生年月日	年 月 日
① 保育料の金額及び利用月数	1月当たり	円（ヶ月）
② 補助金の額及び利用月数	1月当たり	円（ヶ月）
③ 対象経費に係る他の補助金の受給の有無	有・無	
④ 申請額（②×利用月数）	円	

※保育料の金額に食事代は含みません。

※②の補助金の額について、該当する区分に「○」をつけてください。

区分	補助金の額	該当
市町村民税所得割合算額57,700円未満の世帯の第1子	保育料の半額 上限：月額21,000円	
市町村民税所得割合算額57,700円未満の世帯の第2子以降	保育料の全額 上限：月額42,000円	
市町村民税所得割合算額57,700円以上の世帯の第2子	保育料の半額 上限：月額21,000円	
市町村民税所得割合算額57,700円以上の世帯の第3子以降	保育料の全額 上限：月額42,000円	

安曇野市多子世帯保育料等軽減事業助成金実績報告書

(宛先) 安曇野市長

申請者（保護者）

住所 安曇野市

氏名

電話

年 月 日

年 月 日 付け 第 号に係る事業が次のとおり完了したので報告します。

児童氏名	生年月日	年 月 日
① 保育料等の金額及び利用月数	1月あたり	円（ヶ月）
② 助成金の限度額及び利用月数	1月あたり	円（ヶ月）
③ ①と②を比較して少ない額	円	
④ 他の補助金の交付額	円	
⑤ 助成金の限度額（③－④）	円	
⑥ 申請額（⑤×利用月数）	円	

※保育料等の金額に食事代は含みません

※②の助成金の限度額の月額は、次の表より該当する額を記入してください。

年齢区分	助成金の限度額（月額）
3歳未満児（年度の初日に満3歳に達していない者）	6,000円
3歳以上児（年度の初日に満3歳に達している者）	25,700円

安曇野市保育料軽減事業補助金（概算払）交付請求書

(宛先) 安曇野市長

申請者（保護者）

住所

氏名 印

年 月 日付け 第 号によって交付の確定（決定）のあった安曇野市保育料軽減事業補助金を下記のとおり請求します。

記

- 1 交付確定（決定）額 円
- 2 既交付額 円
- 3 今回請求額 円
- 4 残 額（1－2－3） 円

5 振込先

金融機関	銀行・金庫 農協・信組		本店・支店 本所・支所			
種目	普通・当座・貯蓄・その他	口座番号				
口座名義 (カナ)						
口座名義						

※申請者と口座名義人が同じになるようお願いいたします。

※ゆうちょ銀行の場合は「振込用支店名」「口座番号（7桁）」を記入してください。

安曇野市多子世帯保育料等軽減事業助成金交付請求書

金 円也

年 月 日付け 第 号によって交付の確定（決定）のあった安曇野市多子世帯保育料等軽減事業助成金を請求します。

年 月 日

(宛先) 安曇野市長

申請者（保護者）

住所

氏名 印

電話

金融機関	銀行・金庫 農協・信組		支店 支所			
種目	普通・当座・貯蓄・その他	口座番号				
ふりがな						
口座名義						

※申請者と口座名義人が同じになるようお願いいたします。

報告第7号	教育部 各課
令和7年1月24日提出	

タイトル	後援依頼の教育長専決の報告について		
報告を要する事項の内容	教育長専決に伴う報告		
要旨		課名	後援
		学校教育課	1 件
		生涯学習課	1 件
		文化課	5 件
		子ども家庭支援課	3 件
			(詳細別紙)
○安曇野市教育委員会の共催及び後援等に関する取扱基準（平成21年教育委員会告示第9号） （定義）			
第2条 この基準における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。			
(1) 行事 講演会、演奏会、展覧会等の集会、体育大会等の催し物をいう。			
(2) 共催 行事の企画又は運営に参加し、共同主催者としての責任の一部を負担することをいう。			
(3) 後援 行事の趣旨に賛同し、名義の使用を承認することをいい、責任の負担はしないことをいう。			
（審査基準）			
第3条 教育委員会は、次の各号に掲げるいずれかの団体が主催する行事は、共催又は後援するものとする。			
(1) 国又は地方公共団体			
(2) 学校又は学校の連合体			
2 教育委員会は、前項の団体以外が主催する場合は、次に掲げる事項を満たすことが明らかに確認できるものに限り、共催又は後援をするものとする。			
(1) 行事の内容が教育、学術、文化及びスポーツの普及向上に寄与するものであること。			
(2) 公益性のあるもので営利を目的としないものであること。			
(3) 政治活動又は宗教活動と認められないものであること。			
(4) 参加者等の参集予定範囲が市内全域又はそれ以上であること。			
(5) 入場料、参加料、出品料等の経費を主催者が徴収するものについては、その経費の算出等について配慮がなされており、営利事業的なものでないこと。			
(6) 団体内の親睦等が主たる目的ではないこと。			
（教育長の専決範囲）			
第4条 後援の承認について、教育長が専決できる行事は次に掲げるとおりとする。			
(1) 前条第1項に規定する行事			
(2) 過去に教育委員会が承認した行事（団体又は行事が、前条第2項の規定を満たしているか判断し難いものは除く。）			

学校教育課

■つながりワーカー養成講座				主催:学習支援センター実帰舎				種別(後援)			
申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R5	R4	R3	所管課意見	
学習支援センター実帰舎 家田典和	社会福祉教育であるため、教育委員会の後援をいただき参加者を増やしたいため。	12/9	令和7年2月8日(土)	豊科交流学習センターきぼう学習室1	地域での孤独に気づき、つながり、つなげ、見守る人材を養成する研修。	赤い羽根共同募金会のページからの研修動画を観て、教科書に従い、気づきやつなげ方の研修を行う。	○	○	○	基準第3条第2項及び基準第4条第2号により可	
専決日:令和7年12月20日				専決の理由(過去承認)							
				結果(○)							

生涯学習課

■安曇野市制施行20周年記念第11回信州安曇野ハーフマラソン						主催：信州安曇野ハーフマラソン実行委員会			種別(後援)	
申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R5	R4	R3	所管課意見
信州安曇野ハーフマラソン実行委員会 実行委員長 高橋 秀生	・生涯スポーツの 一環としてのマラソンの普及を図り、地域の活性化につなげるため。 ・広く市民の方に 周知し、多くの方に大会に参加していただくため。	11/29	令和7年6月1日(日)	安曇野市豊科南部総合公園/安曇野市総合体育館(ANCアリーナ) (スタート・フィニッシュ会場)	安曇野の自然や人の魅力を全国に発信するため、安曇野市制施行20周年記念第11回信州安曇野ハーフマラソンを開催します。スポーツを通じた交流人口の拡大と地域の活性化を目的とします。	・【ハーフマラソン】(21.0975km)、定員:5,200人、参加資格:大会当日18歳以上、参加料:7,000円(税込)(予定) ・【ファミリーラン】(2km):定員:300組600人、参加資格:大会当日18歳以上の保護者(1人)と小学生(1~2人)の2~3人組、参加料3,500円/1組(小学生2人の場合は4,500円/1組)	○	○	○	基準第3条第2項及び第4条2号により可
専決日:令和6年12月19日				専決の理由(過去承認)						
				結果(○)						

文化課

■第28回松響ストリングス スプリングコンサート				主催：松響ストリングス(松本交響楽団弦楽器奏者)				種別(後援)			
申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R5	R4	R3	所管課意見	
松響ストリングス 代表 寺島 洋行	多くの安曇野市民へ周知し、クラシック音楽を楽しんでいただく機会とすることにより、地域の音楽文化向上に寄与するため。	12/23	令和7年4月6日(日)	松本市音楽文化ホール メインホール	安曇野市をはじめ、近隣市町村在住の市民に向けて、クラシックの小規模なコンサートを提供すること。	松本交響楽団弦楽器奏者主催のクラシックコンサート 入場料:1,000円	○	○	○	基準第3条第2項及び第4条2号により可	
専決日:令和7年1月6日				専決の理由(過去承認)							
				結果(○)							

■教育講演会&ワークショップ「7か国語で話そう。」

主催：(一財)言語交流研究所ヒツポファミリークラブ

種別 (後援)

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R5	R4	R3	所管課意見
(一財)言語交流研究所ヒツポファミリークラブ 代表理事 鈴木堅史	新しい学びの提案を、安曇野市でも広く周知するため、多国籍の文化交流を市民レベルで推進するため。	12/25	令和7年2月22日(土)	安曇野市豊科交流学習センターきぼう学習室2・3	多言語環境でこそ育まれる「どの国の人、文化、どんな世代の人に対しても、同じ目線で接することのできるスタンス」の大切さについて、理解を深めてもらう。	親子で実際に多言語の楽しさを体験するワークショップ。体験後、参加者みんなで座談会。	○	○	-	基準第3条第2項及び第4条2号により可
専決日:令和7年1月6日		結果(○)								
専決の理由(過去承認)										

■信濃雅楽会第11回定期演奏会

主催：信濃雅楽会

種別 (後援)

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R5	R4	R3	所管課意見
信濃雅楽会 会長 保尊勉	市民に広く周知のため。日本古来の伝統文化である雅楽を、多くの市民に知っていただきたいため。	12/26	令和7年6月21日(土)	穂高交流学習センター ターみらい	雅楽の日ごろの稽古の研鑽の場	雅楽の奉納	H30、R6に承認	-	-	基準第3条第2項及び第4条2号により可
専決日:令和7年1月7日			結果(○)		専決の理由(過去承認)					

■第10回ムジカベバ0才からの音楽会

主催：0才からの音楽会松本

種別 (後援)

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R5	R4	R3	所管課意見
0才からの音楽会松本 代表 六郷 栄夏	音楽技術の普及及び向上、地域・文化芸術の振興発展に寄与する為。	12/25	令和7年2月9日(日)	松本市第3地区公民館 大会議室	子育て中の多くの方に、音楽でリフレッシュして頂き、楽しい家族との時間を過ごしていただきたい為。	ストーリー性のある参加型コンサート。チェロ、ピアノの編成で手遊び歌や童謡からクラシックまで、幅広くお届けします。入場料:600円	○	○	-	基準第3条第2項及び第4条2号により可
専決日:令和7年1月9日		結果(○)								
専決の理由(過去承認)										

■安曇野屋敷林フォーラム2025

主催：屋敷林と歴史的まちなみプロジェクト

種別 (後援)

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R5	R4	R3	所管課意見
屋敷林と歴史的まちなみプロジェクト リーダー 場々洋介	後援を受けることで大勢の市民に周知し参加していただくことができる。 このことにより屋敷林と景観を啓発し安曇野の文化の振興や保護に寄与するため。	1/7	令和7年2月23日 (日) (展示は3月4日(火)まで)	穂高交流学習センター みらい	屋敷林の保全と景観育成に関する活動を行い、観光地ブランドを含めた安曇野ブランド全体の向上を図る。	屋敷林と景観に関するフォーラム及び展示		○	○	基準第3条第2項及び第4条2号により可
専決日:令和7年1月9日		結果(○)								
専決の理由(過去承認)										

子ども家庭支援課

■明治大学校友会長野県支部公開講演会

主催：明治大学校友会長野県支部

種別(後援)

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R5	R4	R3	所管課意見
明治大学校友会長野県支部 坪田 明男	キャリア教育の必要性を広めるため 社会や育児世代に広く告知し市の 育成事業に貢献するため(聞き取 り)	12/9	令和7年2月23日(日)	ホテルブエナビスタ	明治大学の知財を生かし、子育てについて無料 講演会を開催することで、社会貢献や育児世代 などを中心に応援することを旨とする	講師講演会、子ども服リユースコーナー(未定)音 楽演奏(未定)	-	-	-	基準第3条第 2項及び第4 条第2号によ り可
専決日:令和6年12月20日		結果(○)								

専決の理由(過去承認)

■第31回中日旗争奪明科杯地区交流少年フットサル大会

主催：安曇野市スポーツ少年団明科支部

種別(後援)

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R5	R4	R3	所管課意見
安曇野市スポーツ少年団明科支部 加々美浩一	スポーツ振興への寄与、地域の子ど もたちの体力向上をはかるため	12/11	令和7年3月2日(日)	明科体育館 明科 中学校体育館	フットサル普及や技術の向上、地域選手の交流、 冬季における体力向上等	左記を目的に最大20チームのトーナメント方式に て勝敗を競う	○	-	-	基準第3条第 2項及び第4 条第2号によ り可
専決日:令和6年12月12日		結果(○)								

専決の理由(過去承認)

■第31回「ジュニア安曇野卓球選手権大会」

主催：安曇野卓球連盟

種別(後援)

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R5	R4	R3	所管課意見
安曇野卓球連盟小野樹佳	卓球競技を通じて地域の融和と交 流を図ると共に、卓球技術の向上と 親睦を深める	12/25	令和7年1月19日(日)	ANCアリーナ	卓球競技を通じて地域の融和と交流を図ると共 に、卓球競技の向上と親睦を深めるため	中信地区の中学生を対象に、学年別、男女別シン グルスをトーナメント方式で実施	○	-	-	基準第3条第 2項及び第4 条第2号によ り可
専決日:令和7年1月6日		結果(○)								

専決の理由(過去承認)

令和6年度 事業進捗状況報告（懸案事項等）

1 学校教育課

教育総務係・教育指導室・学校教育担当

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
教育振興基本計画	1 12/13（金）市議会福祉教育委員会、 12/19（木）市議会全員協議会へ計画案を報告 12/23（月）～1/21（火）まで、パブリックコメント実施。	1 第4回策定検討委員会 2/7（金）13:00～開催。
学校保健事業関係	1 学校医等委嘱 ・委嘱期間満了前の辞意を受け、各団体へ推薦を依頼 2 教職員健康推進事業 ・1/26（日）カウンセリングルーム（穂高会館） ・教職員健康診断 総ざらい実施	1 学校医等委嘱 ・推薦書を収受した後、新任者の元へ挨拶のため訪問 2 教職員健康推進事業 ・3/23（日）カウンセリングルーム（穂高会館）
就学時健診業務	1 来年度実施日程調整依頼 ・学校医・学校歯科医、市内小学校へ日程調整を依頼	1 来年度実施日程決定・通知
就学援助事務	1 就学援助費 ・後期支給に係る実費額、滞納等調査（学校、給食センター） 2 新入学児童生徒学用品費（事前支給）申請受付 ・1/6（月）～1/31（金） 3 特別支援教育就学奨励費 ・後期支給に係る実費額、滞納等調査（学校、給食センター）	1 就学援助費 ・後期分 支給額更正、通知 ・事前支給に係る認定審査 3 特別支援教育就学奨励費 ・後期分 支給額更正、通知
GIGA スクール	1 ICT 支援員 ・各学校への ICT 支援訪問 2 ネットワーク診断 ・各学校のネットワーク診断業務の開始	1 ICT 支援員 ・各学校への ICT 支援訪問 2 ネットワーク診断 ・各学校のネットワーク診断 3 ICT 教育推進委員会 ・1/30（木）あづみの ICT フォーラムの開催（各校担当者が参加、信州大学森下准教授による指導）
コミュニティスクール事業	1 堀金地域教育関係者連絡会 ・1/16（木）	1 地域学校協働本部連絡会 ・2/17（月）堀金地域 ・2/26（水）三郷地域
学校安全	1 学校安全総合支援事業 ・実践報告書及び市町村教育委員会報告書を県に提出	1 第2回通学路交通安全部会 ・2/6（木）令和6年度通学路合同点検の結果報告
青色防犯パトロール事業	1 来年度青色防犯パトロール講習会の日程調整 ・市内小中学校、安曇野警察署に日程調整を依頼	
英語教育	1 ALT派遣業務（R7～9）プロポーザルの実施	1 プロポーザル選定業者の公表 ・オフィスグローバルサポート(株)

不登校支援事業	1 教育施設連携促進コーディネーターの活動状況 ・民間施設等訪問件数 6件 ・学校訪問による民間施設等を利用する児童生徒の状況把握、情報交換 7校	1 市内の施設を定期訪問 ・市外にて不登校支援を実施する施設にも随時訪問 左記以外 2月予定：教育支援センター・民間施設利用の子どもの合同活動（ドローンを使用した体験）
キャリア教育	1 中学生キャリアフェスティバル ・実施報告書の作成と参加事業所への送付 ・キャリアフェスティバル冊子製作	1 R7年度中学生キャリアフェスティバルの計画書作成 ・キャリアフェスティバル冊子の送付（参加事業所）

2 学校給食課

学校給食担当

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み
給食センター総務費	1 給食センター更新計画策定事務 2 地産地消の取組み	地産地消の取組み
学校給食費会計公会計事業	1 令和6年度給食費第8期再振替 (1/17(金)) 2 令和6年度給食費第9期振替 (1/31(金))	令和6年度給食費 小学校 320 円/食 (うち保護者負担 280 円) 中学校 375 円/食 (うち保護者負担 330 円)
各給食センター管理運営事業	1 所管する学校へ安心して安全なおいしい給食を提供できるように、施設及び調理環境の整備の実施(各センター) 2 栄養士の学校訪問(各センター) 3 給食3学期給食開始(1/8(水))	
堀金給食センター設備更新事業	1 堀金給食センター設備更新工事竣工見込(令和7年1/31(金))	

3 生涯学習課

社会教育係

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
中央公民館事業	1 令和7年安曇野市二十歳の集い ・参加実績： 2 日本語教室ボランティアきっかけ講座 ・2/13（木）午後7時 本庁舎 306 会議室 3 第2回安曇野市人権教育推進委員会小委員会 ・2/13（木）午後7時 本庁舎大会議室 4 第2回安曇野市人権教育推進委員会委員及び 人権教育指導員の合同会議 ・2/27（木）午後6時30分 豊科公民館ホール	

豊科生涯学習係

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
豊科公民館事業	1 青春ドラマシアター（市内高校演劇部発表会） ・2/9（日）午前9時30分 豊科公民館ホール 2 豊科地域公民館ポッチャ大会 ・2/11（火・祝日）午前9時 豊科北中体育館他 3 第62回童謡祭り ・2/22（土）午後1時30分 豊科公民館ホール	

穂高生涯学習係

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
穂高公民館事業	1 小学校高学年初心者対象小学生スキー教室 ・1/25（土）午前9時 白馬五竜いいもりゲレンデ 2 早春アンサンブルコンサート ・2/15（土）午後1時30分 穂高公民館講堂 3 穂高青少年育成連絡協議会 ・2/20（木）午後7時 穂高公民館第3会議室	

三郷生涯学習係

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
三郷公民館事業	1 第2回三郷地域人権教育推進協議会 ・1/28（火）午後7時 三郷交流学習センター 2 冬季スポーツ大会（ポッチャ） ・2/16（日）午前9時 三郷文化公園体育館 3 ひまわりクラブ閉講式 ・2/28（金）午前10時 三郷文化公園体育館	

堀金生涯学習係

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
堀金公民館事業	1 冬期スポーツ大会（ソフトバレー、シャッフルボ ード、ポッチャ） ・2/9（日）午前8時30分 堀金総合体育館 2 地区公民館役員会 ・2/14（金）午後7時 堀金公民館講堂	

明科生涯学習係

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
明科公民館事業	1 新春コンサート 箏と尺八のしらべ ・1/29（水）午後2時	

4 文化課

文化振興担当

事業	現 況	今後の取り組み
芸術教育普及事業	1 東京藝大交流事業	豊科南中学校、リーダーズバンド練習 2/15(土)
	2 京都芸術大学連携 AKAP冬展 1/19日(日)～2/2(日) 未来展示ギャラリー	
	3 新進音楽家コンサート	ジュニアクラシックコンサート 3/15(土)
	4 熊井啓顕彰事業	熊井啓記念館ミニシアター 2/13(木) 10:00～12:00
	5 ミュージアム活性化事業 ・美術館博物館年間予定表 小中学生を同伴した保護者の入館料を無料とする パスポートの発行(全児童・生徒へ配布) 11月利用者18人、12月利用者9人 ・美術館博物館職員等研修会	オンライン研修 2/18(火)
文化団体補助事業	1 『安曇野文化』刊行 第4回編集委員会 1/17(金) 13:30～ 2 薪能 第4回実行委員会 1/29(水)	安曇野文化第54号(冬号)刊行 2/28(金)
文化振興総務	1 博物館協議会 2 美術資料等選定委員会	第3回博物館協議会 3/18(火) 10:00～12:00 第1回美術資料等選定委員会 3/18(火) 13:30～15:30
指定管理施設の事業	1 豊科近代美術館 ・「豊科近代美術館移動展Ⅳ」1/11(土)～2/2(日) 三郷交流学習センター「ゆりのき」 2 田淵行男記念館 ・田淵行男写真展「山の表情」1/21(火)～4/27(日)	田淵行男賞写真作品公募 応募受付 12/1(日)から2/28(金)まで田淵行男記念館
高橋節郎記念美術館改修工事	安曇野高橋節郎記念美術館 ・空調工事、照明LED化等の改修のため休館 12/2(月)～3/31(月) 予定	
豊科近代美術館大規模改修工事	工事期間：6/3(月)～令和7年8月下旬	

博物館担当

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み
豊科郷土博物館教育普及事業	1 豊科郷土博物館こたつ講座(1月) ・期日：1/11(土)、1/18(土)	1 豊科郷土博物館こたつ講座 (2月) 期日：2/1(土)、2/8(土)、2/15(土)
新市立博物館準備事業	1 第5回安曇野市新市立博物館整備方針検討委員会。期日：1/14(火)	
貞享義民記念館教育普及事業	1 三郷昆虫クラブ昆虫展 ・会期：11/27(水)～12/1(日) 参加者：284人 2 安曇野から考える人権展 ・会期：12/3(火)～12/20(金) 参加者：41人	1 瀧澤伸介水彩画展 ・会期：2/18(火)～3/2(日)
文書館施設運営管理事業	1 重要文書等収集・整理(公開資料点数) ・公文書 56,354点、地域資料 55,626点(12月末現在) (12月新規点数/公文書 560点、地域資料 46点)	
文書館教育普及事業	1 企画展『『堀金の宝』刊行記念企画展』 ・会期：1/12(日)～3/31(月)	1 文書館講座「バックヤードツアー」 期日：2/16(日)
市誌編さん事業	1 市誌編さん委員会 期日：1/16(木)	

事業（懸案事項）	特記事項	今後の取り組み
文化財保全事業	1 安曇野市文化財保存活用地域計画 策定支援業者と打ち合わせ（随時） 2 市指定文化財等々力家を含む土地の有効活用の 検討	第4回地域計画策定協議会

事業 （懸案事項）	現 況	今後の取り組み
中央図書館	1 映面上映会「大師匠 第3巻」 ・ 1/10（金） みらい 午後6時～	
豊科図書館	1 第2回チャレンジ講座 「金融リテラシー講座～将来に備えたライフプラン～（仮）」 1/25（土）きぼう午前10時30分～	

5 子ども家庭支援課

		子ども子育て政策係 今後の取り組み
事業（懸案事項）	現 況	
児童クラブ整備事業	1 教室改修工事等の進捗状況 豊科東小・明南小児童クラブ 備品調達（座卓等） ・～2/14(金) 納品	
第3次安曇野市子ども・子育て支援事業計画策定業務	1 子ども・子育て支援事業計画パブリックコメント ・12/23(月)～ R7/1/21(火)	1 子ども・子育て会議 ・2/5(水) 午後1時30分～ 本庁舎3階 全員協議会室
こども計画策定業務	1 こども計画 パブリックコメント ・12/23(月)～ R7/1/21(火)	1 こども計画策定検討会議 ・2/5(水) 午後3時00分～ 本庁舎3階 全員協議会室
黒沢洞合自然公園整備事業	1 工事契約 ・土木工事 公告 1/9(木)、入札 1/28(火) ・造園工事 公告 1/24(金)、入札 2/4(火) 2 実施設計業務 ・履行期間 R6.3月～R7.1月（設計業務完了予定）	1 工事契約（予定） ・土木工事 2月上旬 契約 ・造園工事 2月上中旬 契約

		子育て給付係 今後の取り組み
事業（懸案事項）	現 況	
低所得の子育て世帯等への給付金給付事業	1 11/22 閣議決定の経済対策による低所得世帯への給付金事業について、12/18に国の補正予算成立で正式決定。 2 内容 ・非課税世帯：3万円/世帯（福祉課） ・非課税の子育て世帯：2万円/人（当課） 3 その他 ・自治体の実情に応じた事業への支援（重点支援地方交付金）も決定しており、「ひとり親世帯」への給付も実施する。県事業として「均等割のみ課税世帯」への給付も実施する。	1 早期支給開始（2～3月頃）を求められるため、予算措置・要綱制定・システム改修委託契約等、準備を進める
児童扶養手当給付事業	1 現況届による審査を経て令和6年度分の初回支給 ・支給日 1/10(金) ・件数 約550件 ・金額 約4,500万円	1 以後、奇数月に支給

子ども家庭相談担当〈子ども発達支援相談室〉

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
児童発達支援事業	1 遊びの教室 ・1月は9回実施 こあら（1歳児）穂高（1/7(火)、9(木)、20(月)、23(木)) こあら（1歳児）豊科（1/17(金)) いるか（2歳児）穂高（1/14(火)、16(木)、27(月)、28(火)) 2 発達相談日（親子であっぷっぷ） ・1月は4回実施（1/8(水)、15(水)、22(水)、29(水)) 3 運動発達相談日（はいはいたち） ・1月は2回実施（1/10(金)、24(金)) 4 ことばの相談日 ・1月は2回実施（1/17(金)、1/23(木)) 5 親子で遊ぼう教室 ・1月は1回実施（1/31(金))	1 遊びの教室 ・2月は10回の実施を予定 2 発達相談日 ・2月は5回の実施を予定 3 運動発達相談日 ・2月は3回の実施を予定 4 ことばの相談日 ・2月は3回の実施を予定 5 親子で遊ぼう教室 ・2月は1回の実施を予定

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
児童館運営事業	1 児童クラブ令和7年度申請審査期間 ・令和7年1月まで	
豊科児童館整備事業	1 豊科中央児童館 建築工事 ・工期：R6.9/3(火)～R7.9/30(火)	
青少年育成環境整備事業	1 県青少年補導センター臨時役員会（Web開催） ・12/23(月) 午前10時 2 青少年センター冬休み街頭巡回 ・1/6(月)、7(火) 市内5地域 午後4時～ 3 安曇野警察署管内第3回学校・警察連絡協議会 ・1/16(木) 南安曇教育文化会館 午後3時30分	1 長野県将来世代応援県民会議松本地域会議 ・1/27(月) 松本合同庁舎 午後2時 2 第4回青少年センター運営委員会 ・2/14(金) 共用会議室 305 午後1時30分
青少年体験事業	1 友好都市武蔵野市交流事業 ・1/18(土)～19(日) 東京都武蔵野市	1 冬季親子体験ラボ「アップルパイを作ろう！」 ・2/8(土) 堀金公民館 午前9時30分
子ども会育成会支援事務		1 第2回松本地方子ども会育成連絡会 ・2/17(月) 塩尻総合文化センター 午前10時
放課後子ども教室実施事業	1 わいわいランド実施 ・毎週水曜日 市内10小学校	1 堀金小わいわいランド地域連絡会議 ・2/3(月) 午後6時 2 穂高南小わいわいランド地域連絡会議 ・2/12(水) 午後5時 3 穂高北小わいわいランド地域連絡会議 ・2/19(水) 午後5時

6 こども園幼稚園課

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
三郷東部認定こども園建設工事	・三郷東部認定こども園建設工事進捗状況について ・現在、外部工事が終了し、内装工事に入っている。 工事は順調に進んでいる。 ・完成は8月の予定。 8月の中旬以降引越しを行う。	
給食委託業務選考委員会 委託業者決定について	・給食委託業務選考委員会業者決定と今後の日程について ・決定業者 メフォス株式会社 シダックス株式会社 レパスト株式会社 ・今後の予定 1月 契約 引継ぎ	R7.4.1からR12.3.31の期間給食業務の委託を行う。